

授業 科目名	【G】	民法(物権)	区 分 選 択	開講年次	【G】2	単位数	【G】2	
	【H】	民法(物権)			【H】2		【H】2	
	【I】	民法(物権)			【I】2		【I】2	
科目区分	専門科目							
授業形態	オンライン開講							
担当形態	単 独							
施行規則に定める科目区分又は事項等								
サブ タイトル	物を支配する権利の概要				担当者	手塚 一郎		
授業概要	【概要】	<p>《授業内容》この科目では、民法175～294条を主な講義対象として扱います。通常、この範囲は物権法と呼ばれ、「物の直接的な使用・収益・処分」に関する様々な制度を構築しています。特定の人に対して物を使用させるように請求できる権利である債権との違いを意識しながら、「物を直接的に支配できる権利」である物権について学んでいきます。</p> <p>《授業運営》以下の内容を十分に理解した上で履修登録をしてください。</p> <p>① オンライン授業として開講(オンデマンド動画を配信)するため、Google Classroomをはじめとする各種システムの操作や、教材の印刷などを自分自身で行う必要があります。</p> <p>② 受講曜日や時間帯をある程度自由に決めることができますが、教室での対面授業と比べると自己管理を強く求められる場面が非常に多いため、計画的な学修が苦手な人や担当教員からの指示に従う自信がない人には受講をお勧めできません。</p>						
	【到達目標】	<p>この科目の最終的な到達目標は以下の3つ(3段階)です。</p> <p>① 講義で説明する内容に関する最低限の専門用語を修得すること。</p> <p>② 講義範囲の民法の条文に基づく主な制度がもつ意味や役割を理解すること。</p> <p>③ 裁判となったトラブルをイメージし、民法のルールを使った解決までの流れを説明できるようになること。</p>						
履修条件	「民法概論」「民法(総則)Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得済であることが望ましい。							
アクティブ ラーニングの 方法	【○】	事前学習型	【-】	反転授業	【-】	調査学習	【-】	フィールドワーク
	【○】	双方向アンケート	【-】	グループワーク	【-】	対話・議論型授業	【-】	ロールプレイ
	【-】	プレゼンテーション	【-】	模擬授業	【-】	PBL	【-】	その他
ディプロマ・ ポリシーとの 関連性	DP(ディプロマ・ポリシー)①	◎ (よく当てはまる)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)②	- (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)③	- (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)④	- (当てはまらない)						
他科目との 関連性	<p>①「民法概論」「民法(総則)Ⅰ・Ⅱ」で学ぶ内容が前提となる部分があります。</p> <p>②この科目の履修後、またはこの科目と並行して以下の各科目を履修することが望ましい。 「民法(担保物権)」「民法(債権総論)Ⅰ・Ⅱ」「民事手続法(民事執行法・保全法)Ⅰ・Ⅱ」 ※今年度は開講されない科目もある。</p>							
教科書	<p>① 永田真三郎・松本恒雄・松岡久和・中田邦博・横山美夏『物権 エッセンシャル民法2(第3版)』(有斐閣、2023年、ISBN978-4-641-18466-4) ※後期開講の「民法(担保物権)」の教科書と同じものです。</p> <p>② 六法(出版社は問わないが、2026年版)</p>							
参考書	必修科目である「民法概論」の教科書として使用した野村豊弘『民事法入門』(有斐閣)も必要に応じて活用してください。							
評価方法	「確認テスト」と「理解度確認」の結果で評価します。評価割合は「確認テスト」が30%、「理解度確認」が70%です。							
フィードバック 方法	「確認テスト」は採点のうえ返却します。「理解度確認」は解答例や考え方の手がかりを提示することにより、授業外学修を支援します。授業内容に関する質問はメールやClassroomのコメント機能などで随時受け付け、個別に回答します。							
評価基準	<p>受講の成果として、①講義内容に関する最低限の専門用語を修得できればC評価、さらに、②講義内容に関する民法上の主な制度の意義を理解できていればB評価、さらに、③裁判となったトラブルをイメージし、民法のルールを使った解決までの流れを説明できるようになればA評価またはS評価とし、①に未到達の者はD評価またはE評価とします。「出欠確認」で欠席が6回以上となった場合にはF評価とします。</p>							

授 業 科目名	【G】	民法（物権）	区 分	開講年次	【G】2	単位数	【G】2
	【H】	民法（物権）	選 択		【H】2		【H】2
科目名	【I】	民法（物権）			【I】2		【I】2
授業回数	授業内容						
1	物権法の概観 予習： 教科書1章の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
2	所有権①性質と制限 予習： 教科書2章1～3節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
3	所有権②物権的請求権 予習： 教科書2章4節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
4	所有権③取得 予習： 教科書2章5節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
5	所有権④共同所有、区分所有 予習： 教科書2章6～7節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
6	物権変動①意思主義、公示、対抗要件主義など 予習： 教科書3章1～2節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
7	物権変動②不動産物権変動の公示 予習： 教科書3章3節の再読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
8	物権変動③不動産登記による対抗 予習： 教科書3章4～5節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
9	理解度確認①と解説 予習： 第1～8回の講義内容の総復習(120分間) 復習： 理解度確認①の問題の再検討(自分の解答の点検)(60分間)						
10	物権変動④動産物権変動の公示・対抗 予習： 教科書3章6～7節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
11	物権変動⑤即時取得など 予習： 教科書3章8～9節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
12	用益物権 予習： 教科書4章の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
13	占有①意義、取得と消滅 予習： 教科書5章1～2節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
14	占有②取得時効との関係、占有訴権 予習： 教科書5章3～4節の通読と語句・条文の確認(90分間) 復習： 教科書・ノートなどの再読、条文の再確認、専門用語の定着(90分間)						
15	理解度確認②と解説 予習： 第1～14回(特に第9～14回)の講義内容の総復習(120分間) 復習： 理解度確認②の問題の再検討(自分の解答の点検)(60分間)						
その他	① 復習の欄にある「専門用語の定着」とは、授業中に説明された専門用語について、その内容を自分自身の言葉で説明できるようになることを意味しています。具体的な場面を挙げて、トラブル解決のための制度の説明ができるようになることが必要です。 ② Google Classroom、Googleフォーム、Gメールといったシステムを活用して授業運営を行います。						